

公益財団法人広島市スポーツ協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人広島市スポーツ協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(ホームページ広告掲載の目的)

第2条 協会ホームページに広告の表示を希望する者に優良な広告媒体を提供することにより、協会の財源の確保又は支出削減を行い、もって地域スポーツの振興と競技力の向上の両輪とした公益スポーツの推進を図ることを目的とする。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル 横 148 ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG 又はPNG。ただし、アニメーションGIF など動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の目への負担が大きくなるようなものであること。
- (3) 容量 5kb 以下

2 広告枠は10枠程度とし、その位置は、協会ホームページのトップページのうちから、会長が定める。

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、協会ホームページ、協会広報紙「ウイング」、その他の広報媒体を利用して行う。

- 2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。
- 3 掲載申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

(掲載に適さないもの)

第5条 広告の画像及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、協会ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協会ホームページに掲載する広告として適当でないと会長が判断するもの

(掲載決定順序)

第6条 掲載申込みのあった広告（前条各号のいずれにも該当しないものに限る。）が協会ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 協会の賛助会員（法人・団体・個人）の広告。
- (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
- (3) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）

- (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
 - (5) 市内に事業所、事務所等を有する私企業又は個人が営む事業の広告（前号に掲げるものを除く。）
 - (6) 市内に事業所、事務所等を有しない私企業又は個人が営む事業の広告（第3号に掲げるものを除く。）
 - (7) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
 - 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

（広告掲載料等）

- 第7条 広告掲載料は、広告枠1枠あたり月額4,000円とする。ただし、賛助会員(法人・団体・個人)については、1枠あたり月額2,000円とする。
- 2 広告掲載の対価として物品を提供する場合は、広告掲載料は前項に定める金額相当の物品とする。
 - 3 物品とは、スポーツ施設等で個人使用で使用する用具とする。

（広告の掲載期間）

- 第8条 広告の掲載期間は、月を単位とする。ただし、公益財団法人広島市スポーツ協定会款第7条に掲げる会計年度を超える期間を指定することはできない。
- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は、会長が定める。

（掲載申込み及び掲載する広告の決定）

- 第9条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、別に定める申込書を会長が定める期限までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。
- 2 会長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
 - 3 会長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第5条及び第6条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。
 - 4 前項の場合において、会長は、掲載の可否について、次条の公益財団法人広島市スポーツ協会ホームページ広告審査会による審査を経るものとする。ただし、継続申込みに係るものについては、この審査を省略することができるものとする。
 - 5 会長は、第3項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知するものとする。

（広告審査会）

- 第10条 会長は、前条第4項の規定による審査を行うため、公益財団法人広島市スポーツ協会ホームページ広告審査会（以下「広告審査会」という。）を置く。
- 2 広告審査会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 委員長は事務局長を、副委員長は次長をもって充てる。
 - 6 委員は、企画調整係長、総務委員会委員長をもって充てる。
 - 7 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（広告掲載料の納付及び物品の納品）

- 第11条 第8条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、会長が指定する期日までに広告掲載料を納入し、又は広告掲載の対価としての物品を納品しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第12条 広告主は、広告原稿（画像データに限る。以下この要綱において同じ。）を自己の負担により作成し、会長が指定する期日までに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込書記載の内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないことその他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。
- 3 会長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

- 第13条 会長は、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め等)

- 第14条 会長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、当該ホームページの内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し等)

- 第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。
- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付又は物品を納品しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第12条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他協会ホームページへの広告掲載が不適当であると判断したとき。
- 2 当協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料及び物品は返還しない。

(広告等の変更)

- 第16条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、会長に対し、別に定める変更申込書を提出し、承認を得るものとする。
- 3 第12条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに別に定める変更申込書により会長に届け出、承認を得るものとする。
- 5 会長は、第2項及び第4項の規定による掲載広告等の変更申込みを承認するときは、申込者に対し、その内容を通知しなければならない。

(広告掲載の取りやめの申出)

- 第17条 広告主は、別に定める申出書の提出により、協会ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。
- 2 会長は、前項の規定による申し出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であって、取りやめた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間（第8条第3項の規定により掲載を決定した期間）の残りの月数が

3か月以上あるときは、当該残りの月数から2か月（広告掲載の事務手続に要する期間）を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。ただし、物品については返還しないものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第18条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料及び物品を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料及び物品を返還する。

3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる理由により、当協会が協会ホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

（1）機器等の保守又は工事を行う場合

（2）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第9条第3項の規定により決定を受けた協会ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、平成19年8月1日募集を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人広島市スポーツ協会の設立登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。